

答申第 1205 号

諮問第 1871 号

件名：県が国に回答した文書の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、不開示決定をした「中部経済産業局長から知事に対し令和 2 年に長久手市、日進市内で鉱業法に基づく協議を求められた際に県が国に回答した文書」（以下「本件行政文書」という。）のうち、別記に掲げる部分（以下「別記部分」という。）は開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 10 月 8 日付けで行った開示請求に対し、知事が同月 22 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の事業者から中部経済産業局長に鉱業権の設定願の申請がなされたものに対して、中部経済産業局長から知事に協議があったものに対する知事の意見を記載した回答書である。

鉱業法第 21 条の規定により、鉱業権（特定鉱物以外の鉱物を目的とするものに限る。）の設定を受けようとする者は、経済産業大臣に出願し、その許可を受けなければならないとされており、同法第 24 条の規定により、経済産業大臣は、鉱業出願があったときは、関係都道府県知事に協議しなければならないとされている。

本件も、特定の事業者から中部経済産業局長に鉱業権の設定願の申請がなされ、中部経済産業局長から知事に協議がなされたものであり、協議に基づき、本県の各課及び関係市に意見を照会し、その結果、得た回答を愛知県農林基盤局林務部森林保全課でとりまとめ、本県の意見として中部経済産業局へ回答を行っている。

(2) 条例第 7 条第 5 号該当性について

本件行政文書に係る鉱業権の設定願の申請は、現在審査中の案件であり、今後の審査や協議の結果において、計画内容の変更や中止があることは十分に考え得る。計画内容が変更されれば、知事の意見も変更することが想定される。

そのため、審査中の案件に係る本件行政文書を開示すれば、処分がなされていない未確定な情報が確定的情報として独り歩きし、県民の間に誤解を与えるおそれがある。

また、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、協議における率直な意見交換に支障を及ぼし、鉱業権の設定願の申請に対する意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

よって、本件行政文書は、条例第 7 条第 5 号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

本件行政文書に係る鉱業権の設定願の申請は、現在審査中の案件であり、公にすることで、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、鉱業権の変更を余儀なくされるなど、公にすることで、国との信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、条例第 7 条第 2 号口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するため開示すべき旨を主張しているものと解されるが、そもそも実施機関は条例第 7 条第 2 号を理由として不開示としているものではなく、本件行政文書は、同号に規定する個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)には該当せず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報にも該当しない。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、中部経済産業局長から知事に対し令和 2 年に長久手市、日進市内で鉱業法に基づく協議を求められた際に県が国に回答した文書である。

実施機関は、本件行政文書を条例第 7 条第 5 号及び第 6 号に該当するとして不開示としている。

(2) 条例第 7 条第 5 号該当性について

ア 実施機関によれば、本件行政文書に係る鉱業権の設定願の申請は、現在審査中の案件であり、審査中の案件に係る本件行政文書を開示すれば、処分がなされていない未確定な情報が確定的情報として独り歩きし、県民の間に誤解を与えるおそれがあるとのことである。

また、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、協議における率直な意見交換に支障を及ぼし、鉱業権の設定願の申請に対する意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとのことである。

さらに、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件行政文書には既に公開されている情報が含まれるものの、当該情報が公にされることにより、県等がどのような回答をしているかが推測されるおそれがあるとのことである。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、別記部分を除いた部分には、既に公にされている情報と同様の情報が記載されている部分を含むものの、県の回答及び当該回答内容と密接に関連する情報が記載されていることが認められた。

このことからすれば、別記部分を除いた部分を公にすることにより、県と国との間の協議に関する具体的な回答内容を把握することができるとは、又は当該回答内容を推測することが容易となり、県と国との間の協議の過程においてどのような意見等が示されたかについて把握し得ると認められる。

また、一般的に、鉱業権の設定については、周辺的生活環境等に与える影響は大きく、申請した事業者はもとより周辺住民にとっても非常に関心が高いと推察される。

したがって、本件行政文書に係る鉱業権の設定願の申請が現在も審査中であることも踏まえると、別記部分を除いた部分を公にすることにより、外部からの圧力、干渉等が加えられ、協議における率直な意見交換に支障を及ぼし、鉱業権の設定願の申請に対する意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。また、これが公にされると誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとも認められる。

以上のことから、別記部分を除いた部分は、条例第 7 条第 5 号に該当する。

ウ しかしながら、別記部分については、既に公にされている情報と同様の情報が記載されているにすぎず、また、回答内容を推測することが容易となる情報が記載されているとも認められないことから、これを公にしたとしても、県民の間に誤解を与えるおそれ及び審議における率直な意見交換に支障を及ぼし、鉱業権の設定願の申請に対する意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないことから、条例

第 7 条第 5 号に該当しない。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 実施機関によれば、本件行政文書を公にすることで、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、鉱業権の変更を余儀なくされるなど、公にすることで、国との信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、別記部分については、前記(2)ウにおいて述べたとおり、既に開示されている情報と同様の内容が記載されているにすぎず、また、回答内容を推測することが容易となる情報が記載されているとは認められないことから、これを公にしたとしても、国との信頼関係が損なわれ、鉱業権の設定願の申請に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

以上のことから、別記部分は、条例第 7 条第 6 号に該当しない。

ウ 別記部分を除いた部分は、前記(2)イにおいて述べたとおり、条例第 7 条第 5 号に該当することから、同条第 6 号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、本件行政文書は条例第 7 条第 2 号ただし書口に該当するため、開示すべきである旨主張する。

条例第 7 条第 2 号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方でただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録された行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものであるところ、実施機関によれば、本件行政文書について、条例第 7 条第 2 号を理由として不開示としているものではないとのことである。

当審査会において、本件行政文書に係る令和 7 年 10 月 22 日付け行政文書不開示決定通知書を確認したところ、実施機関の主張するとおり、条例第 7 条第 2 号を適用していないことが認められた。

以上のことから、実施機関は条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示決定を行っておらず、同号ただし書口が適用される余地はない。

イ 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

19 ページ目から 53 ページ目まで及び 270 ページ目から 277 ページ目まで

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
8 . 2 . 1 0	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 2 . 2 0	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
8 . 6 . 1 8 (第 730 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審査請求人からの資料を受理
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
8 . 7 . 2 2 (第 732 回審査会)	審議
8 . 8 . 2 5	答申